

「所得」の範囲及び所得額の算出方法

以下の算出方法に基づき、夫婦合算の所得額が730万円未満の方が対象となります。

なお、以下の所得の範囲及び所得額の算出方法は、児童手当法施行令第2条及び第3条の規定を準用します。

算出方法：所得額 = 総所得金額(A) — 諸控除(B) — 8万円(C)

* 夫及び妻各々について、上記により所得額を算出し、その金額を合計してください。

(A)総所得金額とは、給与所得の方は、給与所得控除後の金額です。事業所得の方は、収入金額から必要経費を除いた額です。

※この総所得金額は、課税標準額の総所得ではありませんので、ご注意ください。

(B)諸控除については、以下の項目につき控除額を引くことができます。

1. 雑損・医療費・小規模企業共済等掛金控除：実際に控除された金額
2. 障害者控除：該当者1人につき270,000円
3. 勤労学生控除：270,000円
4. 特別障害者控除：該当者1人につき400,000円

(C)8万円は、総所得金額がある場合に、一律控除される金額です。

注意1：譲渡所得のある方は、上記算出式に譲渡所得金額が加算されます。

注意2：上記算出方法により、所得額がマイナスになる場合は0円になります。

注意3：上記(B)諸控除は、地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)に規定されている控除です。ご夫婦本人のみならず障害者の方を扶養している場合等も対象となりますのでご注意ください。